

伯耆町長 森安 保 様

伯耆町監査委員 井 上 望



同 杉原 良仁



行政監査報告書

令和元年12月18日に行政監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により次のとおり報告する。

記

1 対象

しいたけ不時栽培施設

- ・ 使用契約の内容、更新手続き
- ・ 施設修繕状況及び管理費用の状況

2 監査の結果

しいたけ不時栽培施設は、昭和61年から63年にかけて同和対策事業として地域の雇用創設、収入の安定を目的に整備された施設である。

現状は、地域のしいたけ生産組合が平成18年に交わした契約に基づき、施設の活用をしている状況である。

本施設は、合併後、町が指定管理制度導入方針と合わせて譲渡がふさわしい施設として、当該施設を活用しているしいたけ生産組合と協議を行っている。

今回、利用者代表からも聞き取りを行い、将来的な譲渡後の遊休施設、土地の有効活用の構想も聞くことができた。

施設の耐用年数はあと数年であり、町としては、有効活用が図られ地域の産業振興に寄与する方向で、町民の理解が得られるよう譲渡に向けた取り組みを進められたい。

以上